琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869

子鉉業教ゥ関係

二六資庁第五九五号
昭和二十六年十月十八日

資源庁長官

外務省事務次官　殿

西南群島内の鉱業権の取扱について調査依頼の件

標記の件については、本年四月司令部指示により終戦時における鉱業権を有する者の名簿等を提出したが、同島地内の鉱業の実施に関し法制上の疑点があつたので、別紙の如き質問書を提出した。これに対し現地司令官の指示を待つて行われる旨非公式回答があつたが当局として業界の指導のため早急に現地における法制を知りたいので、使節団に対し調査方をお願する。

二六資鉱局第一二三五号

昭和二十六年八月十七日

資源庁鉱山局長

琉球民政府東京事務所長　殿

沖縄縣所在の鉱業権の取扱について

沖縄縣所在の日本鉱業法による鉱業権の取扱について、左の事項に関し、御意向を伺いたい。

一、さきに当方から終戦時において鉱業権を取得していたものと認められる者の氏名及び権利内容を報告したが、これに対する貴方の扱い如何。

二、前項の権利は、日本の鉱業法によるとすれば、譲渡による移転その他の法律事実を通商産業局に備え付けてある鉱業原簿に登録することによつて、その効力を発生せしめ、また第三者に対抗できるのであるが、琉球民政府においてこれを容認される法的措置をとつておられるかどうか、あるとすれば如何なる内容か。

三、琉球政府における法令であつて、鉱業を実施する場合、関係のある法令及び内容をお聞きしたい。ないとすれば、如何なる根拠により如何なる方法、手段によつて鉱業を実施せしめるか、行政措置等につき、お聞きしたい。

昭和二十六年八月二十七日

琉球諸島米国民政府在日通商事務所

資源庁鉱山局長
松田道夫殿

本書簡は、琉球諸島米国民政府在日通商事務所輸出部フインク女史宛貴殿発送の昭和二十六年八月十七日附書簡に対する回答書である。

終戦時において鉱業権者であつた者の一覧表は沖縄那覇所在の琉球諸島米国民政府の琉球財産管理局に送附済みである。右の局において当該個人又は法人の権利につき現行規定により処理せられている。

前々項に述べた書簡の第二第三項に記載された質問に答えるため次の情報を提供する。

(一)国際法の通説によれば、占領国は、その欲するところに従い制限なく当該占領地域に施行せしめられている法律を取り消し、代替し又は修正する権利を有する。少くとも占領が継続する期間は、占領地域の居住者は法的には占領者が実施する法律を認める義務がある

(二)占領者がかかる法律を実施しないときは現行法は効力を有する

(三)琉球米国民政府（旧軍政部）は、鉱業に関して立法しなかつた

(四)右に述べた理由によつて、琉球財産管理局は、日本の鉱業法は連合軍の琉球占領時において存在した形で尚効力を有するものと考える

(五)講和條約が調印されるまでの期間においては、琉球民政府は本件（鉱業＝訳者註）に関する法律を改正する権利を有する。

講和條約調印后において、かかる法律を改正する主管、権限がどこに所在するかは講和條約の内容自体によつて決定されることとならう。

(六)終戦時以後日本鉱業法につきなされた改正は、琉球においては、効力を有しないことを指摘しておく。

ヂヨージ・ピー・ノストランド
事務所長、陸軍大佐

昭和二十六年八月二日

首題琉球諸島に於る鉱業権又は試掘許可申請に対するSOP

一、申請書は琉球諸島合衆国民政部を経て沖縄那覇（局番719）、商工部長に提出されたい。

二、右に述べた添附文書は、出来れば次の事項の記載を含むこととする。

イ 組織団体或の説明例えば個人組織か会社組織か又会社組織の場合株主表及その住所

ロ 会社の整理状況又は純資産に関する記述書

ハ 支出計画の資金額或は追加資金入手計画の説明

ニ 申請者が職員より当該鉱業権を所有したかどうか所有してた場合当該権利の写真写或は他の証拠、登記番号及其日時を記載の事

ホ 県町村別所在地と共に地域の説明出来得る限り坪数財産の所有者の記述

ヘ 地域の地図当地図は村字土地事務所使用のものと同じスケールを用ふる事更に鉱山道路或は予定設営場所の所在を示す全体図を添附することが望ましい

ト 掘採せんとする鉱物の大体の等級、品位、埋蔵量及予定月間又は年間年産量、万一今之を記載しがたき場合には事業に着手次第之を報告する旨記載の事

チ 購入或は使用せんとする全施設表

リ 現在及将来の法律命令に従う旨の承諾及当事業が琉球経済に役立つ事実

ヌ 登記料その他使用料を支払う旨の記述

ル 鉱石を鉱山から海岸迄、海岸より船迄の運搬計画及び市場の所在地に関する簡単なる説明

三、上記添附書類に各々番号を附し、申請書のカガミに各添附書類の見出を附すること。

四、本申請の許可不許可に最終決定を与える琉球財産受理局或は其せん官庁たる商工部に役立つ資料は凡て同封して当該申請者及び官庁の時間の浪費を省くようせんとする事を望む。

鑛業權確認一覽表（沖繩縣及鹿兒島縣大島郡黑島竹島硫黄島を除く地域）

登錄番号	鑛区の所在地	鑛種名	鑛区面積	登錄年月日	鑛業權者	住所
沖試 4630	大島郡古仁屋村	燐	317,495坪	昭和14.9.25	瀬戸口敬二	沖縄県島尻郡国民村 358
沖試 4191	〃 〃	金銀銅鉛亜鉛	351,500	〃 15.3.28	(代)水森重門 外2名	田川郡添田町伊良寺 1462
沖試 4557	〃 龍郷村	銅硫化鉄	732,000	〃 16.1.14	〃 出光 外3名 帝国鉱業開発(株)	福岡市下小山町1之 東京都中央区木挽町八丁目
沖試 4695	〃 鎮西村	満俺	264,000	〃 16.6.6	井上英逸	八幡市南大黒町 1526
沖試 4700	〃 龍郷村	金銀銅硫化鉄	928,800	〃 16.6.12	(代)出光 外3名 帝国鉱業開発(株)	福岡市小山町1之 東京都中央区木挽町八丁目
沖試 4989	〃 仁古屋町	〃	378,280	〃 17.9.11	梶原ウタノ	沖縄県市上泉町130
沖試 4318	〃 十島村	硫黄	942,000	〃 15.6.17	帝国鉱業開発(株)	東京都中央区木挽町八丁目
沖試 4319	〃 〃	〃	993,000	〃 〃	〃	〃
沖試 4320	〃 〃	金銀銅	986,000	〃 〃	〃	〃
沖採 294	大島郡西方村	満俺	35,130		(代)荻野秀次 外2名	豊橋市花田町字八
沖採 301	〃 十島村	硫黄	178,900	大正6.3.14	渡来猛夫	宮崎市旭通一丁目五、 伊田水次信崎外2名
沖採 321	〃 東天城村	金銀銅	479,500		日本鉱業(株)	東京都港区赤坂町 番
沖採 330	〃 十島村	硫黄	812.6		共國人絹(株)	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目一三
沖採 331	〃 〃	〃	40,731		〃	〃
沖採 383	〃 〃	〃	886,300		鳥居孫次	大阪市小阪区白山町 二丁目24
沖採 365	〃 〃	〃	886,300		帝国鉱業開発(株)	東京都中央区木挽町 八丁目19-10
沖試 1017	島尻郡具志川村	硫黄	607,200	昭和14.10.13	帝国鉱業開発	
沖試 1065	八重山郡竹富村	石炭	915,350	〃 15.6.25	比嘉利雄 外2名	東京都港区芝琴平町
沖試 1066	〃 〃	〃	768,200	〃 〃	〃	〃
沖試 1067	〃 〃	〃	999,200	〃 〃	〃	〃
沖試 1036	〃 〃	〃	767,000	〃 14.11.14	東洋産業(株)	東京都千代田区四番町 一丁目一
沖試 1076	国頭郡今帰仁村	満俺	139,300	〃 15.10.9	中村與作	日野市日野町 361
沖試 1085	〃 羽地村	銅硫化鉄	115,000	〃 15.11.15	山口利夫	松山市道後湯町 1975
沖試 1087	島尻郡久米島村	燐	899,930	〃 15.11.25	日本興業(株)	東京都千代田区神田駿河 山町二
沖試 1088	〃	〃	899,060	〃 〃	〃	〃
沖試 1089	〃	〃	984,698	〃 〃	〃	〃

✓	沖試 1107	八重山郡竹富村	石炭	924,000	昭和17.4.28	木村義雄	那覇市西本町四丁目23
✓	沖試 1125	〃	〃	59,000	〃 17.8.12	岩見重泰	八重郡竹富村西塩1499
✓	沖試 1141	〃	〃	973,700	〃 18.5.31	中村利治	鹿児島市山下町201
✓	沖試 1142	〃	〃	706,000	〃 〃	〃	〃
✓	沖試 1061	〃	〃	86,290	〃 15.6.17	東洋産業(株)	東京都千代田区内幸町一丁目一
✓	沖試 1110	〃	〃	583,000	〃 17.6.10	〃	〃
✓	沖試 1111	〃	〃	115,000	〃	〃	〃
✓	沖試 1112	〃	〃	974,680	〃	〃	〃
✓	沖試 1113	〃	〃	996,000	〃	〃	〃
✓	沖試 1114	〃	〃	720,000	〃	〃	〃
✓	沖試 1115	〃	〃	995,300	〃	〃	〃
✓	沖試 1116	〃	〃	992,600	〃	〃	〃
✓	沖試 1117	〃	〃	997,600	〃	〃	〃
✓	沖試 1118	〃	〃	995,600	〃	〃	〃
✓	沖試 1119	〃	〃	990,000	〃	〃	〃
✓	沖試 1120	〃	〃	998,400	〃	〃	〃
✓	沖試 1121	〃	〃	996,000	〃	〃	〃
✓	沖採 8	島尻郡大東島村	燐	456,576		日糖興業株式会社	東京都千代田区神田富山町2
✓	沖採 9	〃	〃	285,800		ラサエ業(株)	東京都中央区京橋一丁目2ノ7
✓	沖採 11	〃 具去川	硫黄	79,642		帝国鉱業開発株式会社	東京都中央区木挽町八丁目19～10
✓	沖採 13	〃 座間味村	銅	71,900		ラサエ業株式会社	東京都中央区京橋一丁目2ノ7
✓	沖採 16	仝	仝	234,200		仝	仝
✓	沖採 26	〃	〃	117,500		仝	仝
✓	沖採 31	八重山郡竹富村	石炭	89,500		東洋産業(株)	東京都千代田区内幸町一丁目一
✓	沖採 36	〃	燐	419,400	昭8.10.25	郡是製糸株式会社	綾部市大字青野小字勝所1
✓	沖採 37	〃	〃	24,9900	昭8.10.30	〃	〃
✓	沖採 38	〃	石炭	249,100		東洋産業(株)	東京都千代田区内幸町一丁目一
✓	沖採 39	〃	〃	412,400		〃	〃

✓	沖採 4 7	島尻郡座間味村	銅	327,000		ラサ工業(株) ✓	東京都中央区京橋一丁目二ノ七
✓	沖採 4 3	八重山郡竹富村	石炭	66,416		東洋産業(株) ✓	東京都千代田区内幸町一丁目一
✓	沖採 4 5	〃	〃	90,450		〃 ✓	〃
✓	沖採 4 6	〃	〃	73,900		〃 ✓	〃
✓	沖採 4 7	〃	〃	507,948		〃 ✓	〃
✓	沖採 4 8	〃	〃	717,600		〃 ✓	〃
✓	沖採 4 9	〃	〃	919,824		〃 ✓	〃
✓	沖採 5 0	〃	〃	705,608		〃 ✓	〃
✓	沖採 5 1	〃	〃	56,100		〃 ✓	〃
○	沖採 5 2	〃	〃	313,200	昭18,19年頃	星岡亀彦	大牟田市正山町 84
○	沖採 5 3	〃	〃	246,400	昭19.2.7.	〃 ✓	〃

第五課長

沖縄班長

十島村

政令第　号

鹿児島県大島郡十島村に関する鉱業法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項前段及び第五項の規定に基き、この政令を制定する。

（鉱業法等の適用）

第一条　左に掲げる法律及びこれに基く命令は、鹿児島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十三号）第一項後段の規定に基き鹿児島県大島郡十島村（以下「十七島」という。）に適用する。

一　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

二　滅失鉱業原簿調製等臨時措置法（昭和二十五年法律第二百六号）

（鉱業法の適用に関する経過措置）

第二条　旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）による試掘権又は採掘鉱区が下七島に所在するものについてあつて、その試掘鉱区又は採掘鉱区が下七島に所在するものについては、鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第一条及び第二条の例による。

2　前項に規定する鉱業法施行法第一条の例により鉱業法による試掘権又は採掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による試掘権の存続期間は、鉱業法第十八条の規定にかかわらず、この政令の施行の日から二年とする。

第三条　前条に規定するものの外、鉱業法及びこれに基く命令を下七島に適用するについての経過措置は、鉱業法施行法第四条から第十七条まで、第十九条から第二十八条まで、第三十条から第四十二条まで及び第六十条に定める経過措置の例による。

（滅失鉱業原簿調製等臨時措置法の適用に関する経過措置）

第四条　旧鉱業法による試掘権又は採掘権であつて、その試掘鉱区又は採掘鉱区が下七島に所在するものについての滅失鉱業原簿調製等臨時措置法第二条第一項中「この法律」とあるのは「鹿児島県大島郡十島村に関する鉱業法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第　号）」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から三十日を経過した日から施行する。

理由

鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）についてこれに伴う経過措置を講ずる必要があるからである。

政令第三百八十号（昭和二十六年十二月二十一日）

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

1　鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をすることができる。

2　前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3　この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会の議員、村長、助役その他任期のある職員で政令で定めるものは他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4　前項に規定する職員の退職に因る選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定をすることができる。

5　前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一項に規定する区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

参照條文

鑛業法施行法

（昭和二十五年十二月二十日 法律第二百九十号）

（鉱業権）

第一條　鉱業法（明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鉱業法」という。）による試掘権は、第三項に規定するものを除き、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「新法」という。）の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

2　旧鉱業法による採掘権又は砂鉱法（明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鉱法」という。）による砂鉱権は、次項に規定するものを除き、新法の施行の日において新法による採掘権となつたものとみなす。

3　旧鉱業法による石油を目的とする試掘権又は採掘権は新法の施行の日において新法による石油および可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は採掘権となつたものとみなす。

4　旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧増産法」という。）第十七條ノ二の規定による使用権又は旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧措置法」という。）第十七條の規定による使用権（以下「旧使用権」という。）は、試掘鉱区に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租鉱権となつたものとみなす。

（鉱区の面積等）

第二條　前條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権（石炭を目的とするものを除く。）の鉱区の面積については、新法第十四條第三項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第三項の例による。但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四條第三項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2　前條第三項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱区の境界（当該砂鉱権の変更後の鉱区の境界を除く。）又は面積については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

鑛業法

（昭和二十五年十二月二十日 法律第二百八十九号）

（試掘権の存続期間及びその延長）

第十八條　試掘権の存続期間は、登録の日から二年を一

2　前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、二回（石油を目的とする試掘権については三回）に限り、延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、一回ごとに二年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法（昭和三五年五月二十六日法律第二百六号）

第三條　別表第一に掲げる空襲その他災害により滅失した鉱業原簿（以下「滅失鉱業原簿」という。）に登録されていた鉱業権の鉱業権者、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十六條ノ二の規定による使用権者若しくは抵当権者又は仮登録名義人は、省令で定める手続に従い、この法律施行の日から六箇月以内に通商産業局長に鉱業原簿の調製の申請をしなければならない。

「鹿兒島縣大島郡十島村に關する鉱業法等の適用及びこれに伴う經過措置に關する政令」について

（二七三二九　資源庁鉱山局）

一　昭和二十六年十二月五日附の覚書によつて鹿兒島縣大島郡十島村の区域で北緯三十度までの間にあるもの（以下「下七島」という。）は、同日以後日本國の行政権の及ぶ範圍となつたが、その切替の際の混乱を防止するため、右の覚書に基くポツダム政令（別添昭和二十六年政令第三百八十号）により十二月五日以後もそれまで下七島に適用されていた法令（占領當時の布告により、占領軍の必要が認められない限り、占領軍が特別の定をしなければ占領當時の日本國法令がそのまま十二月五日まで適用されていたこととなる。）のみが適用され、それ以外の法令を適用することとなつた。

二　その後、右の特別の定をするための政令が次々に制定されたが、このように個別的に政令を制定するより現行法令は、下七島に適用するに当つて特別な經過措置を必要とするもの等若干の例外を除き、本年四月一日から全面的に下七島にも適用することがむしろ適当であるという趣旨で「鹿兒島縣大島郡十島村の区域に關する法令の適用に關する政令」が三月二十八日閣議決定され、三月末公布されることとなつている。

三　この政令は、右の政令で例外として列挙され、四月一日以後も下七島に適用されないこととなつている鉱業法および滅失鉱業原簿調整等臨時措置法を下七島に適用するとともに、適用に当つての經過措置を定めることを目的とするものであるが、その点は、次の通りである。

(1)　占領当時下七島に適用されていた旧鉱業法が占領期間中たる昭和二十六年一月三十一日に廃止されたため、今回新鉱業法を適用するに当つて、新鉱業法の施行当時に鉱業法施行法によつて規定したところとした。

(2)　滅失鉱業原簿調整等臨時措置法は戦災により滅失した鉱業原簿の再調製を例法施行の日から六箇月以内に申請させ、申請のないものは、鉱業権が消滅したものとみなす旨を規定した法律であるが、同法が占領期間中たる昭和二十五年五月二十六日に公布施行されたため下七島には適用されておらず、かつ、下七島に所在する鉱業権の鉱業原簿はすべて滅失しているので、同法の一部を読み替え、この

政令により同法が適用される日から六箇月以内に鉱業原簿の再調製の申請ができることとした。

(3) 下七島は今なお交通の便が甚だ悪いことを考慮し、下七島の居住者でとの政令施行と同時に新鉱業法による出願をしようとするものが不当に不利益を蒙ることのないよう施行期日を公布の日から十日間延長した。

なお、右に述べた如く鉱業原簿が全部喪失しているので、占領当時の鉱業権に関する確実な調査は困難であるが、昭和十八年当時の賦課は下七島に所在する鉱業権は約二十万その目的とする鉱物は、硫黄、金、銀、銅、亜鉛、鉛等であり、硫黄以外はそれ程経済価値があるものとは考えられない。

TO : GENERAL HEADQUARTERS, SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.
(Attn: Diplomatic Section).

FROM : Ministry of Foreign Affairs.

SUBJECT : Sending of Copy of Register of Former Japanese State Property in Nansei Islands.

FOM No. 35 (A-2) 11 January 1952

1. Reference: SCAP Memorandum, AG 091 (29 Jan 46)GS, SCAPIN 677, subject: Governmental and Administrative Seperation of Certain Outlying Areas from Japan.

2. In compliance with a request RYU-RIN-SEI No. 72 under date of June 11, 1951, made by the Director of the Agriculture andForestry Agency of the Ryukyus, for a copy of the register of former Japanese state property in the Nansei Islands coming under the jurisdiction of the Kumamoto Regional Forestry Office of the Japanese Government, the Chief of the latter has compiled a copy each of the undermentioned papers and forwarded the same to this Ministry, which is now attached hereto.

"Okinawa Land Register"

"Oshima-gun Waste-land Register"

"Oshima-gun State Forestry Register"

"Report on Former Forestry Property in the Jurisdiction of Okinawa District Forestry Office"

As direct communications with the Ryukyu Islands are barred under the reference Memorandum, the Chief of the Kumamoto Regional Forestry Office desires to have the papers passed on to their destination through this Ministry. It is, therefore, respectfully requested that the General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, be good enough to see to it that they are duly transmitted to the Director of the Agriculture and Forestry Agency of the Ryukyus.

FOR THE MINISTER:

(Eiji Wajima)
Chief, Asian Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Military Intelligence Section, General Staff
Japanese Liaison Section
APO 500

7 August 1951

MEMORANDUM FOR: MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
Attention: Liaison Bureau

SUBJECT : Request for Japanese Records.

1. Request that this office be furnished with the following records and maps from the appropriate Japanese Government agencies:

a. Real property purchased, rented or used by the Japanese Government in the Ryukyus, such as air fields, training areas, camp sites, highways, weather stations, harbors and harbor facilities, communications facilities, etc.

b. List of property owners of each area described above having sold, rented or permitted use of property by the Japanese Government or any of its agencies.

c. Records of any transfer of title, contract or any other agreements between individuals and Japanese Government agencies of all properties in the Ryukyus Islands.

d. Area, purchase price or rental of each parcel of property or facility referred to above. (It is believed the majority of such records will be located in offices of the Japanese Army and Navy at Tokyo, Fukuoka or Sasebo.)

For the Assistant Chief of Staff, G-2:

DAVID S. TAIT
Colonel GSC
Chief, Japanese Liaison Section

Received: 8 Aug 10.00 a.m.
Shukan : GG
Copy : C of L, C of P
LCO LLO
MA

七島に所在する鉱業権に関する措置について

（三七二五　資源庁鉱山局）

一　鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（以下「七島」という。）に所在する鉱業権については、当分の間「従前その区域に適用されていた法令」として、昭和二十六年琉球列島米国民政府布令第五十五号（以下「布令」という。）を適用する。ただし、布令の適用に当つては権限行使機関を福岡通商産業局長とする旨の政令をなるべく速かに制定するものとする。この場合においては、昭和二十六年十二月五日から適用することとする。

二　七島については、鉱業法、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法、鉱山保安法およびこれらに基く命令を適用する旨の政令を制定し、昭和二十六年十二月五日から適用するものとする。右の政令においては、おおむね左の事項についての経過措置を規定することとする。

(1)　七島に所在する試掘権の存続期間の計算および期間の延長に関する特例（必要かどうか、可能かどうかを十分検討すること。）

(2)　七島に所在する鉱業権に関する滅失原簿調製等臨時措置法の変更適用

(3)　昭和二十年八月十四日までに旧鉱業法等によつて行われた鉱業の出願等の効力についての経過規定

(4)　昭和二十年八月十五日から昭和二十六年十二月四日までに、琉球米国民政府その他の占領当局またはその指令によつて行われた七島に所在する鉱業権に関する処分の効力についての経過規定

(5)　昭和二十六年十一月二十六日以降布令によつて行われた手続の効力についての経過規定（一に記した鹿児島県との連絡により十二月五日以後鹿児島県知事が布令による処分を行つていなければ、一の政令施行後は、布令による処分を行わないものとすること。）

政令第三百八十号（昭和二十六年十二月二十一日）

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外、かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

1　鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの（口之島を含む。）については、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用されていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、これらの法令の実施上硫球諸島民政府又はその機関に属していた権限でその区域にあつた機関に属していたもの以外のものは、国家及び裁判所の権限に属すべきもの並びに政令で定める場合を除く外、鹿児島県知事が行うものとし、その区域で従前公務に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2　前項の規定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3　この政令施行の際現にその職にある鹿児島県大島郡十島村の村議会の議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4　前項に規定する職員の退職に因る選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定をすることができる。

5　前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外、かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一項に規定する区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

琉球諸島米国民政府に対する要望（二七、二、二五資源庁鉱山局）

一　昭和二十六年十一月二十六日民政府布令第五十五号（以下「布令」という。）は、日本国の鉱業法およびその附属法令と多くの点において異なる規定を設け、また日本国法令に存する規定を欠くものが少くない。同地域が現在米国の占領下にあり、今後も信託統治地域として特別の法域となることを予想すれば若干の相違はやむを得ないとしても、敗戦前同地域に鉱業権を有していた者の既得権の保護のため、および北緯二十九度以北三十度以南の七島の如く将来日本国に帰属する場合の適用法令の連続性の確保のためには、できる限り日本国法令に類似した法的規制を行うことが適当であると考えられる。右の趣旨に従い、なるべく早い機会に左記の諸点について検討された上、もし可能ならば布令の全部もしくは一部を改正し、または現行布令の解釈を明確にする等の措置をとられることを要望する。

1　旧所持者の日本国内における譲渡を自由に認めること。（A(1)）

2　私的実在の意義を明らかにすること。

3　採掘権者の死亡の際の停止を行わないこと。（A(2)）

4　「売却、移管、譲渡」の区別および「更新」の意義を明らかにすること。

5　A(1)および(2)については登録主義をとること。（A(3)）

6　三月三十一日の期限を少くとも三箇月延長すること。（A(1)(3)）

7　C(1)とC(2)との関連を明らかにし、採掘権者の承継人にも譲渡申請を認める旨を明確に規定すること。（C(1)）

8　譲受人の手数料は、必要最小限度に止めること。（C(2)）

9　着業義務および稼行義務を緩和すること。すなわち

a　期間を少くとも六箇月とすること。（D(1)）

b　認可に係らしめて、期間の延長を認めること。（D(2)）

10　手数料または使用料の即時完納を一定期間猶予すること。（E。F）

11　(1)および(2)を取消の事由としないで、罰金制とすること。（H）

12　日本政府との連絡の手続を明確にすること。（L）

13　試掘権の期間を少くとも一箇年とし、その延長（更新）の回数および基準を定めること。（1(1)(2)）

14　関係資料の内容を明確にすること。（C(3)）

15　降伏前の権利設定の有無の調査方法を明らかにすること。（二A）

16　能力主義をとることの可否（三B(2)a、三Bdef）

二、右の要旨に従つて布令の改正を行うことが可能な場合、または申請の処理、登録の方法等に関する細部の手続を定める場合に、もし、日本国の法令および従来の処理手続等を参考にするため必要とあれば、日本国政府は、敗戦前同地域の鉱業権に関する事務を行い、かつ、日本国法令に精通した福岡通商産業局の担当官を当地に派遣する準備があることを申し添える。

三、最後に七島の復帰に伴い同地域に対する布令の適用に関して数の問題であるので次の諸点についての意見を承わりたい。

1. 七島の日本国に帰属した日（昭和二十六年十二月五日）以前までは、同地域にも布令が適用されたと考えるべきかどうか。

2. もし、適用されていたとすれば、布令施行後は、日本国法令は、完全に効力を失つていたものかどうか（昭和二十年占領当時の布告によれば、降伏前同地域に適用されていた日本国法令は、特に変更の必要がない限り、占領後もその効力を存続する旨が定められているが、布令の施行は、特に変更の必要があるとして特別の定をしたものかどうか）。

3. 占領当時の布告により、米国民政府は、十二月五日までは、同地域に存する鉱業権を管理していたと考えるべきかどうか。

4. もし、管理していたとすれば、十二月五日以後は、その管理権は、無条件に消滅したと考えるべきかどうか。

5. 同地域に存する鉱業権について、十二月五日までに米国民政府に対し鑛区申請等を行つた者があるかどうか。